

令和7年10月20日
文化庁宗務課

指定宗教法人の清算に係る指針案に関する意見募集の結果について

このたび、文化庁において、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に規定する指定宗教法人の清算に係る指針案に対し、以下の「意見募集の概要」のとおり任意の意見募集を実施いたしました。

御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は次頁以降のとおりです。

なお、とりまとめの都合上、御意見の内容は、適宜要約、集約、分割等して整理しております。

御意見をお寄せくださった皆様にお礼申し上げます。

意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和7年9月6日から同年10月5日まで
- ・ 意見の対象 指定宗教法人の清算に係る指針案
- ・ 意見受付方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送
- ・ 意見総数 2649件（e-Gov意見提出フォームからの送信、電子メール、郵送の件数を1件としたもの）

○総則的意見

	意見の概要	文化庁の考え方
1	指針の目的は、清算の適正な実施に限定されるべきであり、宗教活動の制限や信者の宗教上の行為の制限に及ぶべきではない。	指針は指定宗教法人一般を対象としており、「法人の清算につき、その目的を実現するために支障のない範囲で信教の自由に配慮しつつ、清算事務を円滑に進めつつも、確実に手続を進めることを通じ、この法人による特定不法行為等やその他の不法行為の被害者への賠償等が適切に図られるよう、清算法人の財産の管理・処分、債務の弁済その他の事項を定める。」を目的としています。
2	指針に少数者の差別を助長しないことを原則とする等と記載するべきである。	
3	どのような法人がこの指針の対象となるのか明確ではないため、対象を選定する基準やその判断の基準を公開する仕組みを明記するべきである。	
4	本指針の適用は特定の宗教法人に限定されず、将来の同種事案に普遍的に適用される一般原則であることを明記すべきである。	
5	宗教法人法の規定を適用すれば足り、指針は不要である。	
6	指針の内容は一般の清算手続よりも裁判所の関与が強く、清算人の裁量を阻害するのではないか。	指針は、宗教法人法(以下単に「法」といいます。)の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、法の適用範囲を超えるものではありません。
7	総則的に信教の自由に対する配慮に係る表現を置くべきであり、かつ、清算事務に支障のない範囲内で信教の自由に配慮する際には、比例原則を踏まえて判断するべきことを明記するべきである。	清算人が、憲法や法令の規定に従うべきことは当然のことと考えており、それ以上に清算人の管理処分権を制限する記載は適当とは考えていません。
8	指針の記載内容は特例法の趣旨目的を超える記載ではないか。	特例法は裁判中の対象宗教法人を対象とした制度であり、指針は裁判所による解散命令が確定した後の手続を対象としています。
9	清算手続の情報を一般に公開することを義務づけるべき、あるいは裁判所等の中立的な機関の監査をする仕組みとするべきである。	法第49条第3項の規定により清算人は裁判所が選任し、法第51条第1項の規定により清算は裁判所が監督します。
10	清算人の選任に係る記載がなく不透明であるから指針は見直すべきである。	
11	被害者救済は国の役割であり、清算手続は、債務の弁済等の財産の整理に過ぎないのであるから、指針が被害者救済を目的とするのは不当である。	不法行為を行った者は、被害者に債務を弁済する立場にあります。指針は、解散が決定した指定宗教法人は特定不法行為等を行ってきた経緯がある法人であり、清算時点で履行していない債務があるならば、それを弁済すべきことを記載しています。
12	指針策定プロセスにおいて宗教家の意見を聴取するべきである。	指針案を検討した文化庁の検討会には5人の宗教家の委員が参加しています。
13	特例法の「特定不法行為等」の概念は広範であり、指針上ではより限定した意味で用いるように定義を設けなければ、指定宗教法人に萎縮効果を与える。	特例法の「特定不法行為等」は特定解散命令請求等の原因となった行為であり、法令に違反する行為であることは特例法上明確であり、指針が萎縮効果を与えることはないと考えています。

14	用語の使い方について、民事上の債権なのであるから、被害者と記載せず、単に債権者と記載すべき。	解散決定された指定宗教法人は、法第81条第1項第1号の規定(法令に違反し、公共の福祉を著しく害すると明らかに認められる行為をしたこと)に該当し、特例法第7条第1項第1号の規定(当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれる)に該当していた法人です。御意見の箇所は、当該法人の性質を踏まえ、一般的に適用できる表現として、記載の内容のような場合があることから、という条件を記載しています。これらの表現は、法律の規定に沿った表現であると考えています。 また、被害の申出が困難な状況とは、被害証拠の欠損などが例示でき、このような行為が指定宗教法人側により起こされた場合等です。なお、脚注2に記載したとおり、指針は、表現を簡便にするため、解散決定後の指定宗教法人を含めて単に指定宗教法人と記載しているものです。	
15	指定宗教法人の要件には、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる違法行為をしたこと、は含まれないのではないか。		
16	指針では指定の効力が失効した後の法人までも指定宗教法人として扱うとされており、行政的措置を継続する余地を残しているのは制度設計の整合性を欠く。		
17	不法行為が故意に引き起こされたものであって、指定宗教法人側によって被害の申出が困難な状況が作り出されているような事情等とは具体的にどのようなものか、指定宗教法人が行っている根拠があるのか。		
18	指針中の「想定される」といった表現につき、仮定に基づき根拠なく不当な行為への対応を記載するのは不当である。		
19	指針中の「公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」や「多数の被害者が想定される」との表現は曖昧な表現であり、明確な表現とすべきである。		
20	指針は一般的に適用できる表現とすべきであるから、「相当多数の被害者を生じさせていると見込まれる」との表現は、条件の表現とすべきではないか。		
21	指定を受けたことだけで解散が決定されたように誤解させるから、解散後の指定宗教法人は解散した指定宗教法人などと表記すべきである。		
22	清算法人として長期に存続できることは、結局解散逃れということになる懸念がある。		清算法人とは解散された法人のことです。解散した宗教法人は、法第48条の2の規定により、清算の目的の範囲内で、なお存続するものとみなされています。

○清算法人の財務状況の調査等に関する意見

	意見の概要	文化庁の考え方
23	法第49条の2第1項の規定は例示とする解釈は、乱暴な拡張解釈ではないか。	従来より民法の逐条解説等でも紹介され、運用されてきた一般的な解釈であると考えています。
24	清算法人の目的の範囲、清算人の権限を具体的に記載するべきである。	清算法人の目的及び清算人の権限は、それぞれ法第48条の2及び第49条の2に規定されています。
25	清算人の権限につき、「客観的に清算のために必要かつ相当と認められる行為」が認められるとされるが、権限濫用のおそれがあり、これを防止する仕組みが必要である。	清算は法第51条第1項の規定により裁判所が監督します。

26	清算人が子会社等や関連団体を調査をする権限はあるのか。	<p>清算に必要な範囲で、清算法人の関係者から任意に情報収集することは、清算人の正当な業務ですが、指針は現行法にない義務・権限を創設するものではありません。</p> <p>なお、清算妨害等が関係法令に抵触するときは、当該法令に基づき法的責任を追及すべき場合があることは、指針に記載したとおりです。</p>
27	清算人の調査につき、現行法以上に強制力のある権限を付与すべきである。	
28	公私の団体への協力要請や退職者への質問等、清算人の調査権限を強制力のあるものとするべきである。	
29	清算にあたり、法人の基礎となっていた宗教団体の信者等の関係者が、たびたび清算妨害を行うときは、その宗教団体の役員等に法律上の責任を負わせるべきである。	
30	清算人の調査への協力拒否をした際も不利益な取扱をしない旨の記載が必要である。	
31	清算妨害の主体となる指定宗教法人の関係者として、想定される主体を具体的に記載するべきである。	
32	宗教団体の関係者であって外国に居住する者が清算妨害を行うときは、外国政府に協力を要請する旨明記するべきである。	
33	清算人団には、宗教上の理解がある憲法学者や宗教学者等が必要となるのではないか。	
34	費用が大きくなるため、清算人団は不要である。	
35	調査への協力を求めるべき外国の団体とはどのようなものか。	
36	指針中に清算妨害に当たる行為や、刑事上の責任を追及されるべき行為を具体的に記載していないのは、比例原則、明確性原則に反する等の理由から不当である。	
37	指定宗教法人の職員の雇用の取扱いについての記載を設けるべきである。	
38	清算人の調査が詳細に過ぎ被調査者に負担である。	
		<p>指針は、宗教法人法の所管省庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものです。</p> <p>御意見は、個別具体的な指定宗教法人ごとに異なるもの、あるいは当該法人の清算に当たって清算人が判断すべきものと考えられ、一般的な記載に適さないものと考えます。</p>

39	清算のために寄附等の記録を入手することや、これに基づき個別の照会等を行うことは、寄附等が宗教的表現であるから、第三者提供等を禁ずる個人情報保護法制の趣旨に反し、又は信仰を表明しない自由に反し不当である。	清算人は清算法人の代表者であり、法人の把握する情報や、法人本人の情報入手する立場にあり、宗教法人において寄附等の返還の求めがあった場合に過去の寄附等の記録を確認するのは通常と考えます。なお、指針は指定宗教法人の性質を踏まえて留意すべき事項を示したものであり、一般的に法人の代表者に期待されることについては特段の記載はしていませんが、特に指定宗教法人の性質を踏まえ、個別の照会等に当たっての情報の取扱に慎重を要することについて指針に記載しています。	
40	寄附の記録等は必要な範囲で用い、かつ慎重に取り扱われるべきことを記載するべきである。		
41	清算人団にあっても、要配慮情報を取り扱う者は限定されるべきである。		
42	清算法人による信者情報の管理の具体的な方針、信者に損害があった場合の対応策を示すべきである。		
43	利益相反がないことなど、清算人団等の資格を記載するべきではないか。		
44	被害者の情報保護を徹底するべきである。		
45	国内外の公私の団体への協力要請を位置づける内容や、所轄庁が可能な支援を行うよう努める旨の記載は、法人や信者の機微情報が含まれる恐れがあるため、プライバシー権や信教の自由の侵害のおそれがある。		
46	外国の団体への調査協力要請は内政干渉であるから行うべきではない。		清算法人は私人であるため、内政干渉といった懸念は生じません。
47	清算人が役職員を懲戒したり、刑事上、民事上の責任追及をするのは不当である。		清算人は清算法人の代表者であることから、当該法人にかかる非違行為については、適切に対処することが求められますが、指針は、宗教法人法の所管省庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、現行法にない義務・権限を創設するものではありません。
48	不当な行為に対して、清算人が刑事上の責任追及を行うことを義務づけるべきである。		個別具体的な清算手続ごとに、清算人が判断すべき事項であると考えています。
49	債権者を害する意図をもって解散前に財産を移転する行為が、清算開始後に発覚したときは、その行為は無効ないし取消事由となりうると記載するべきである。		
50	清算事務に係る費用の負担者を明記するべきである。	清算事務は清算法人の事務であり、清算法人が負担することになります。	

○清算人による財産の管理処分に関する意見

	意見の概要	文化庁の考え方
51	清算法人の財産を清算人が管理処分することができるのは信教の自由に対する侵害である、あるいは債務の弁済を優先した清算手続は信者らの財産権の侵害である。	清算人は清算法人に帰属する全ての財産を管理・処分する権限を有しています。また、清算法人の行為能力は清算目的の範囲内に制限されるため、清算事務が優先されます。
52	「清算事務の支障のない範囲内で信教の自由に配慮」するとしているが、信教の自由は条件なく認められるべきである。	
53	信教の自由に配慮し、宗教目的の財産は債務の弁済の原資とするべきではない。	
54	信教の自由への配慮は大幅に制限するべきである。	
55	清算人が、施設の管理処分に当たり、指定宗教法人の基礎となった宗教団体の信者らのニーズを把握する仕組みを設けるべきである。	清算人は清算法人に帰属する全ての財産を管理・処分する権限を有していますが、御意見は、個別具体的な清算手続ごとに、清算人が判断すべき事項であると考えています。
56	清算法人の保有する施設は、信者らの寄附等により取得されたものであり、条件なく、あるいは清算人が合理的理由が説明できない限りは、信者らが利用できることとするべき、又は具体的な不許可の基準を指針に記載するべきである。	
57	違法行為を行わない旨の誓約は不当である、あるいは刑事上の違法行為等に限定するべきである。	
58	宗教活動に現に利用されていない財産から処分・換価することは、望まれると記載するのではなく、義務と記載するべきである。	
59	宗教目的の財産の換価・処分に当たっては、法人の基礎となっていた宗教団体を優先して相手方とするべきである。	
60	宗教法人の財産に、宗教活動に現に利用されていない財産はないと考えるべきである。	
61	清算法人の財産を長期に保有するコストも踏まえた管理処分を検討するべきである旨記載するべきである。	

○債務の認定、債務の弁済に関する意見

	意見の概要	文化庁の考え方
62	被害の内容あるいは被害者となる者を具体化すべきである。	<p>指定宗教法人のした不法行為による被害については、精神的被害も含め、債権者からの申出を受けて、清算人が賠償の対象か否かを適切に判断しますが、御意見は、個別具体的な清算手続ごとに、清算人が判断すべき事項であると考えています。</p> <p>この際、清算人はその職に通常期待されている程度の抽象的・一般的な注意(善良な管理者の注意)をもって職務を行う義務があるものとされており、かつ、法第51条第1項に基づき清算は裁判所の監督に属することとなっています。</p>
63	精神的被害として賠償となる対象を具体的に記載すべきである。	
64	虚偽の申告があった場合にどのように対応するのか。	
65	被害を類型化すると、その類型にそった虚偽申告がなされるのではないか。一つ一つ証拠に基づき認定するものとするべきである。	
66	行為の当時、自由意思に基づいてなされた寄附を、被害であるとして返還を求めることを認めるべきではない。	
67	被害者の認定の仕組みには第三者的視点から客観的に判断する仕組みが必要である。	
68	被害申告がなくとも、第三者が被害を認定して弁済がなされるべきである。	
69	債権者が債権を申告しないとき、親族などの代理人による申告は可能なのか。	
70	和解手続についての具体的な記載を設けることが適当ではないか。	
71	不法行為を原因とする債権者を被害者としているところ、司法判断を経ず指定宗教法人の信者、元信者一般を被害者として取り扱った記載となっており不当である。具体的な認定手続を記載すべきである。	
72	「被害の申出をした被害者に対して厳格な対応に終始すれば、円滑な清算事務の遂行に支障を来すおそれがある」とするが、申告が増加すれば清算に時間を要するから、適正に対処する旨記載すればよい。	
73	弁償基準の内容を具体化すべきである。	
74	債権申出期間の基準や債務の弁済を終了していないと合理的に判断する基準を、指針に明確に位置づけるべきである。	
75	債務の認定が不当なものとならないよう、債務の認定には解散前の法人の役職員も関与させるべきである。	
76	時効を援用すべきでないこと、あるいは援用すべきではない場合があることを記載すべきである。	<p>消滅時効の援用は、個別具体的な判断を要する債権の認否に直接関わり、これに一定の方向付けをすることは、清算人の裁量を大きく制限しうることから指針には記載していません。</p>
77	債権の消滅時効を過ぎた債権を認容するべきではない、あるいは認容する合理的な理由を示すべきである。	

78	「特定不法行為等やその他の不法行為の被害者への賠償等が適切に図られるよう」との記載は、法人の責任範囲を「その他の不法行為」まで無限定に拡張しており不当である。	指定宗教法人のした不法行為による被害については、精神的被害も含め、清算人が賠償の対象か否かを適切に判断します。清算にあたっては債務は全て弁済される必要があります。 なお、債権者が不法行為に基づく損害賠償を求める場合、損害賠償の額については、債権を主張、立証するために要した弁護士費用等を含めた金額を請求し、裁判所もこれを認めるのが一般的であり、このような取扱を清算手続においても採用することは、被害者において適切に債権を立証することにつながるものと考えています。 また、指針が、不法行為を原因とする債権一般について言及している趣旨は、脚注4で明記しています。
79	精神的被害に対し賠償をすべき根拠はない。	
80	「適切な額の弁護士費用が含まれる」との記載は弁護士の利益を優先した記載で利益相反であるから削除するべきである。	
81	債権者間の弁済を公平とするため、賠償額の上限を設けるべきである。	
82	債権の申出を促す行為は、被害者を増やそうとする行為で不当である。	
83	債権申出を促す行為に関し、清算法人が負う債務は単に不当な寄附勧誘の返金のみならず、不法行為を含む債務一般に及ぶことを明記するべきである。	
84	債権の申出期間に遅れて申し出る被害者への弁償は原則としてするべきではない。	
85	「被害者が早急に被害の申出を行うことが困難な場合」とはどのような場合なのか具体的に記載するべきである。	
86	債権の申出期間の制度を十分に長期とし、申出期間経過後に申し出る被害者には弁済しないこととすれば足りるのではないか。	「被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等を踏まえると、債権の申出期間経過後に債権の申出をする被害者が相当多数にのぼる」ことも考えられることから、指針に記載したものです。
87	債権申出期間後も債務の弁済を続ける行為は清算法人及び帰属権利者の財産権の侵害である。	なお、清算人は清算法人の財産の管理処分権を有し、また、帰属権利者は債権者に対する弁済を終えた後に残余財産を取得できるにすぎないという意味で債権者に劣後する立場にあると考えており、その旨を指針に記載しています。
88	「不相応に高額な金額を寄附した者と申し出た被害者の数との比較等から、客観的には潜在的な被害者が相当数存在していると見込まれるといった事態」との記載につき、潜在的な被害者を疑う理由は寄附の金額の多寡ではなく、寄附に至った経緯、法人の勧誘方法、寄附者の判断能力の状態などよるところが大きいのであって、記載は不適當で削除するべきである。	御意見の表現については、令和6年7月11日に最高裁において判示された、宗教法人による寄附等の勧誘行為が不法行為法上違法となる考慮要素の内から、記載の分かりやすさを考慮して例示しているものです。

89	特定の弁護士団体に不信があるため、争訟を併合することを検討する旨の記載は削除し、むしろ被害申告や訴訟に対応する窓口は複数用意すべきである。	指針は、宗教法人法の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、個別具体的な指定宗教法人の清算に際しては、清算人は、職務を行うにあたり、法第51条に基づき清算を監督する裁判所と緊密に連携しつつ、状況に応じて、付与された権限を適切に行使することが求められるものと考えています。
90	いたずらに清算費用がかさむことのないよう配慮すべきである。	
91	債権の申出は被害者に負担のない方法を検討すべきである。	
92	法第49条の3の規定に基づく債権の申出期間は、1年以上等相当の長期とすべきである。	
93	債権の申出期間を相当長期にする必要はない。	
94	債権の申出を促す行為は、探索のための費用が弁済できる債務の額を下回る程度となれば打ち止めにするべきではないか。	
95	清算期間中に、宗教活動に必要な財産を帰属権利者に引き渡すこととする場合、どのような財産を対象とするかの基準がないのではないか。	
96	外国に居住する債権者も弁済対象とすべきである。	外国に居住する債権者も債務の弁済対象です。
97	債権の申出を促す行為は、被害者が司法手続により救済を受ける機会を制約する。	清算法人に債権を申し出た後も、債権者は裁判に訴え出すことができます。
98	債権の申出期間には上限を設けるべきである。	債権の申出期間の設定は、法第49条の3の規定において上限は設けられておらず、指針は現行法にない義務・権限を創設するものではありません。
99	行政機関等の相談窓口が清算人の取組を紹介する例示は、行政機関が債権者を一定の方向性に誘導しようとする意図に基づく記載であり不当である。	国民に対して行政機関等が承知している情報を提供することは一般的な行為であると考えています。
100	債務の弁済額を減らすために、清算法人側で被害申告を助ける弁護士等を設けるべきである。	債権者の主張・立証までを清算法人側の代理人が行うことは、利益相反に当たるおそれがあります。
101	指定宗教法人の関連団体にも弁済義務を課すべきである。	債務の弁済は債務者の役割であり、指針は現行法にない義務・権限を創設するものではありません。
102	国税通則法の適用を受ける債権等、債務の弁済より優先する債権が存在している旨を明示すべきである。その点に目配りを欠くと、被害者に対する賠償原資が不足するおそれがある。	指針は指定宗教法人の性質を踏まえて特に留意すべき事項を示したものであるため、清算法人として一般に適用される制度について記載をしておりませんが、不法行為を原因とする債務以外の債務も、通常どおり弁済されるべきと考えています。
103	一般債権者に対する債務の弁済を不当に後回しとしている指針であり債権者平等の原則に反するのではないか。	

104	清算人の職務は確定した債務の弁済であって、損害賠償の処理は清算人の職務ではない。	損害賠償請求に対して賠償額を認定することは、債務の弁済上当然に必要な行為であり、清算人の職務です。
105	指定宗教法人が解散前に行っている虚偽告訴等の不当な行為は、清算人がただちに停止する措置を講じ、被害申告が容易な環境を作るべきであることを記載するべきである。	一般論として、清算人の就任時点で継続する法人の不当な行為がある場合、当該行為は結局法人を害するため、清算人はそれを停止する等の措置が適当と考えられますが、御意見は、個別具体的な清算手続ごとに、清算人が判断するべき事項であると考えています。
106	債権申出を促す行為に関し、被害者や関係者に対する中傷行為に対しては、それが犯罪行為に該当する場合には、清算人は、刑事告訴・告発も辞さないことを記載するべきである。	

○残余財産、清算終了に関する意見

	意見の概要	文化庁の考え方
107	清算終了に遅れて債権を申し出る被害者に対して弁済できる手段を検討するべきである	「潜在的被害者に対する救済の手法を確保するとの視点から、例えば、清算人や帰属権利者を含む関係者において、清算法人の財産を基礎に、清算終了後に顕在化する被害者を救済するため、被害者に対する弁済を担う財団を設ける等」の措置が考えられることを例示しています。個別具体的な清算に当たって、仮に清算人がこのような財団を設立することと判断した場合、その設立や運営に関することは、個別具体的な判断を要する清算人の行為であり、指針に記載することは適当ではないと考えています。
108	清算終了後に弁済を担う財団の運営には透明性や厳格な監査体制が求められると考えるため、これを担保する記載が必要ではないか。	
109	清算終了後に弁済を担う財団の設立は、必ず帰属権利者の同意を要するものとするべきである、又はそもそも設けるべきではない。	指針においては、「債権の申出期間経過後に申し出られた被害者に対する弁済が相当長期間にわたり継続された後、被害の申出が相当期間見られなくなる」といった場合を例示し、清算人が合理的な判断に基づき清算終了を検討することを想定していますが、御意見の具体的な内容は、個別具体的な清算手続ごとに、清算人が判断するべき事項であると考えています。
110	清算期間が事実上無期限となるおそれがある。	
111	清算人が債務を弁済し終えたと考えるべき場合を、「合理的に判断できる場合」といった抽象的表現ではなく、具体的に記載するべきである。	残余財産の処分については、法第50条の規定に規定されており、指針は現行法にない義務・権限を創設するものではありません。
112	残余財産の引渡しに際して、帰属権利者が清算法人と同視できるような場合には、残余財産を引き渡さないことができると記載するべきである。	
113	残余財産は指定宗教法人の基礎となった宗教団体に帰属させるべきである。	
114	解散された指定宗教法人の財産は信者らの寄附によって形成されているのであるから、信者らに分配されるべきである。	

○その他の意見

	意見の概要	文化庁の考え方
115	解散決定前に、指定宗教法人の財産を包括的に保全する立法措置が必要である、宗教法人に課税をするべきである、その他何らかの立法措置を求める意見。	指針は、宗教法人法の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、現行法にない義務・権限を創設するものではありません。
116	文部科学大臣が行った特定の宗教法人への解散命令請求に反対する、又はその解散命令請求の結果を前提とした指針の策定に反対する意見。	個別の宗教法人、宗教団体についての御意見については、お答えができません。
117	特定の宗教団体を非難する意見。	
118	法人の基礎となっていた宗教団体の信者等の関係者が、虚偽告訴等の不法行為をたびたび行っている場合には、清算法人から被害者に一定の額の賠償をさせるべきである。	指針は、宗教法人法の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、法人が行っていない行為について現行法にない義務、権限を創設するものではありません。なお、法人の関係者の不法行為につき、法人が共同して行っている場合には、共同して責任を負うべき制度となっていると承知しています。
119	法人解散の責任は役員にあり信者個人にはないことなど、宗教法人法上の解散命令の趣旨や効果を説明するガイドラインを設けるべきである。	指針は、宗教法人法の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものです。